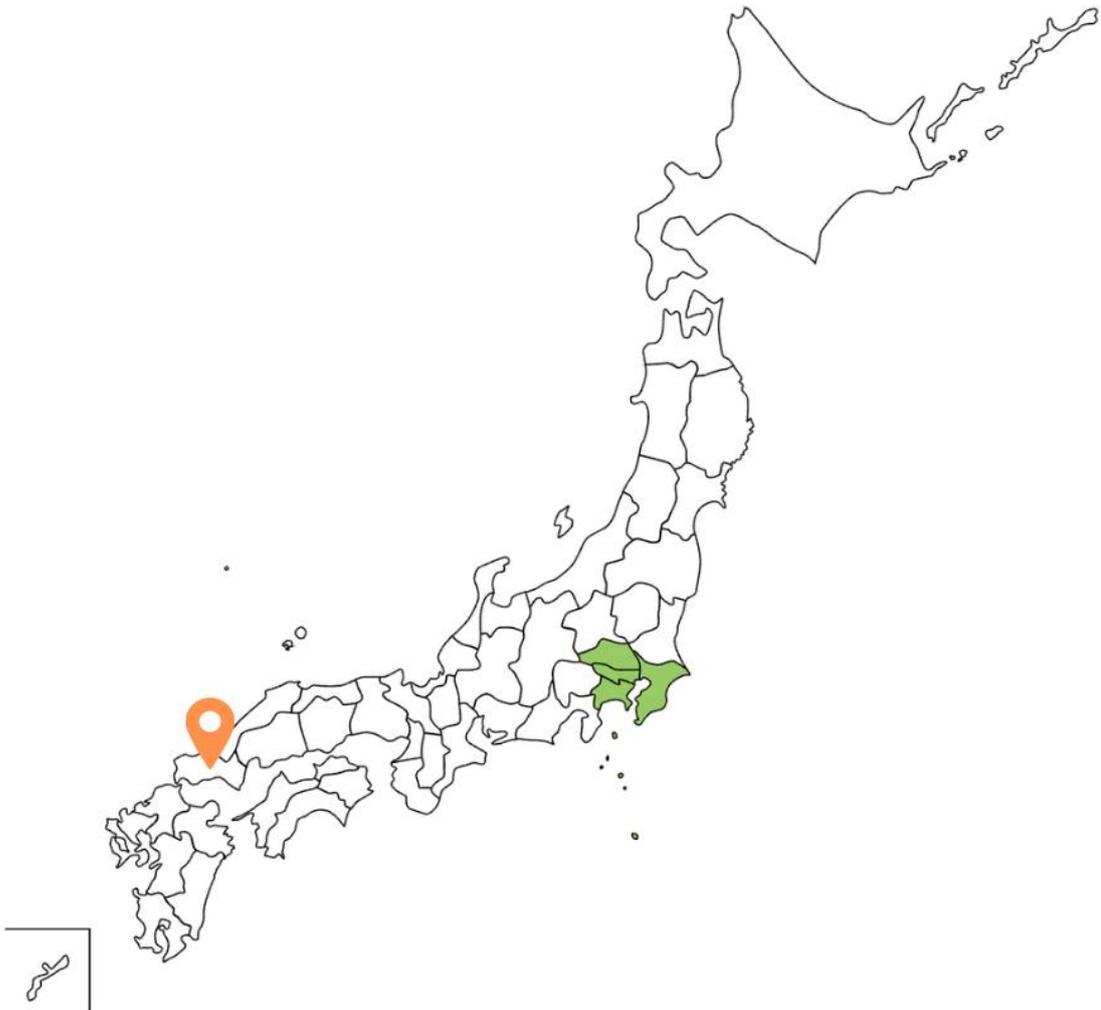


周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金

申請の手引き

(関係人口用)



移住交流推進課

制度の概要

東京圏※から本市への移住促進を図るため、本市の関係人口と認められ、市内の農林水産業に就業する方を対象に支援金を交付します。

※東京圏とは	<p>東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、次の市町村（条件不利地域等）を除いた区域のことをいいます</p> <table border="1" data-bbox="453 383 1402 967"><thead><tr><th>都県名</th><th>市町村名</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都</td><td>檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 神川町</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村</td></tr></tbody></table>	都県名	市町村名	東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 神川町	千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村
都県名	市町村名										
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村										
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 神川町										
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町										
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村										
補助対象者の要件	<p>令和7年4月1日以降に周南市へ転入し、申請時において、次の要件を全て満たす個人</p> <p>(1) 移住元・移住先に関する要件</p> <p>ア 周南市に5年以上継続して居住する意思があること</p> <p>イ 移住前10年間のうち、通算5年以上「東京23区内に在住」または「東京圏に在住しつつ東京23区内へ通勤(※1)(※2)」をしていたこと</p> <p>ウ 移住直前に、連続して1年以上「東京23区内に在住」または「東京圏に在住しつつ東京23区内へ通勤(※1)(※2)」をしていたこと</p> <p>(※1) 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります</p> <p>(※2) 東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができます</p> <p>(2) 関係人口に関する要件</p> <p>次のア及びイに該当し、且つ、ウからオのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 令和7年4月1日以降に市内の農林水産業※に就業していること。 (法人等に雇用されている場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業で、申請時において在職していること。)</p> <p>※農林水産業とは</p> <p>日本標準産業分類に規定する大分類A農業、林業及び大分類B漁業</p>										

	<p>イ 転入時において40歳以下であること。</p> <p>ウ 過去に連続して3年以上本市に居住していたこと。</p> <p>エ 転入前の直近3年以内に、本市を会場に県または市等が主催した移住体験や就労体験等への参加や本市への移住の検討に際し山口県が行う交通費支援制度を活用したことがあること。</p> <p>オ 転入前の直近3年以内に、1回以上本市ふるさと納税を行っていること。</p> <p>(3) その他の要件</p> <p>ア 日本人であることまたは外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること</p> <p>イ 申請書に記載された世帯員（以下「世帯員」という。）が、補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）</p> <p>ウ 補助対象者及び世帯員が、申請時に転入後1年以内であること</p> <p>エ 補助対象者及び世帯員が、本市市税を滞納していないこと</p> <p>オ 補助対象者及び世帯員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと</p> <p>カ 申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。</p> <p>キ 市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと</p>
<p>支援金の額</p>	<p>・単身世帯：60万円</p> <p>・2人以上の世帯：100万円</p> <p>※18歳未満の世帯員を含む場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算</p>
<p>支援金の返還</p>	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求めます</p> <p>① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額</p> <p>② 本市が求める報告に応じなかった場合：全額</p> <p>③ 申請日から3年を経過する前に市外へ転出した場合：全額</p> <p>④ 申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額</p> <p>⑤ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>・同一の補助対象者及び世帯に対して1回限りの交付となります</p> <p>・交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、現況届（別記様式第5号）を提出してください</p>

申請方法及び手順

手順	提出書類（送付書類）						
1. 事前相談	※補助対象になるか事前にご相談ください						
2. 交付申請書の提出	<p>※2人以上の世帯向けの支援金を申請する場合、②⑤は申請書に記載された補助対象者及び世帯員全員分</p> <p>※②③④⑤⑦は、申請日の1か月前までに発行されたものを添付してください</p> <p>(1) 移住等に関する要件を確認する書類</p> <p>① 周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金交付申請書（別記様式第1号及び別紙）</p> <p>② 転入後の住民票の写し</p> <p>③ 戸籍の附票の写し等、移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類</p> <p>④ 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く）</p> <p>⑤ 市税の滞納がないことを証する書類</p> <p>⑥ 【東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた方のみ】 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類</p> <p>⑦ 【東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ】 開業届済証明書、その他移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業主の納税証明書、その他移住元での在勤期間を確認できる書類</p> <p>⑧ 【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方で、通学した期間を移住元としての期間に含めたい方のみ】 卒業証明書、その他通学期間及び卒業校を確認できる書類</p> <p>⑨ 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し</p> <p>(2) 関係人口に関する要件を確認する書類</p> <p>【過去に連続して3年以上本市に居住していた場合】</p> <p>⑩ 戸籍の附票の写し等、本市に居住していたことが確認できる書類（③で提出したもので確認できる場合は除く）</p> <p>【雇用されている場合】</p> <p>⑪ 就業証明書（関係人口用）（別記様式第2号の3）</p> <p>【個人事業として就業している場合】</p> <p>⑫ 農林水産業を事業所得として青色申告を行うまたは行っていることが確認できる書類</p> <p>⑬ 農林水産業への就業に当たって必要な条件を有していることが確認できる以下のいずれかの書類</p> <table border="1" data-bbox="434 1839 1442 2105"> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 1839 571 1946">・ 農業</td> <td data-bbox="571 1839 1442 1946">耕作証明書等、市内に就業先となる農地を有している（賃借含む）ことがわかる書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1946 571 2054">・ 林業</td> <td data-bbox="571 1946 1442 2054">伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し等、市内に就業先となる森林を使用して事業を行っていることがわかる書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 2054 571 2105">・ 漁業</td> <td data-bbox="571 2054 1442 2105">市内にある漁業協同組合の正組合員であることがわかる書類</td> </tr> </tbody> </table>	・ 農業	耕作証明書等、市内に就業先となる農地を有している（賃借含む）ことがわかる書類	・ 林業	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し等、市内に就業先となる森林を使用して事業を行っていることがわかる書類	・ 漁業	市内にある漁業協同組合の正組合員であることがわかる書類
・ 農業	耕作証明書等、市内に就業先となる農地を有している（賃借含む）ことがわかる書類						
・ 林業	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し等、市内に就業先となる森林を使用して事業を行っていることがわかる書類						
・ 漁業	市内にある漁業協同組合の正組合員であることがわかる書類						

	⑭ その他市長が必要と認める書類
3. 書類審査	提出された書類内容を審査します
4. 交付決定通知書の送付	補助金交付の可否について通知書を送付します
5. 交付請求書の提出	交付決定通知書を受領後、交付請求書（別記様式第4号）を提出してください
6. 補助金の支払い	請求書に記入された口座に振り込みます
7. 現況届の提出	交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間、毎年別に定める日までに、現況届（別記様式第5号）を提出してください

申請書類提出・お問い合わせ先

周南市 地域振興部 移住交流推進課 移住定住担当
 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
 TEL : 0834-22-8341 FAX : 0834-22-8428 MAIL : ijukoryu@city.shunan.lg.jp